

閲覧用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

平成29年第1回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
	(議 案)	
1	藤井寺市個人情報保護条例及び藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	1
2	藤井寺市奨学基金条例等の廃止について	3
3	市税条例等の一部改正について	5
4	執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について	13
5	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	17
6	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	20
7	職員の旅費に関する条例の一部改正について	31
8	市営火葬場条例の一部改正について	35
9	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	37
10	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	40
11	藤井寺市空家等対策協議会条例の制定について	42
12	訴えの提起について	45
13	市道路線の認定、廃止及び一部廃止について	46
14	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	48
15	藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	50

このほかの提出議案

議案番号

- 16 平成28年度藤井寺市一般会計補正予算(第6号)について
- 17 平成28年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 18 平成28年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について

- 19 平成28年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 20 平成29年度藤井寺市一般会計予算について
- 21 平成29年度藤井寺市駐車場特別会計予算について
- 22 平成29年度藤井寺市国民健康保険特別会計予算について
- 23 平成29年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計予算について
- 24 平成29年度藤井寺市介護保険特別会計予算について
- 25 平成29年度藤井寺市公共下水道事業特別会計予算について
- 26 平成29年度藤井寺市病院事業特別会計予算について
- 27 平成29年度藤井寺市水道事業会計予算について

議案第1号

藤井寺市個人情報保護条例及び藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

藤井寺市個人情報保護条例及び藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正され、同法に条ずれ等の改正が生じることに伴い、関係条例中の同法引用部分を整理するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市個人情報保護条例及び藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(藤井寺市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 藤井寺市個人情報保護条例(平成11年藤井寺市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。

第21条の2第2項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第22条の2第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年藤井寺市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年5月30日)から施行する。

議案第2号

藤井寺市奨学基金条例等の廃止について

藤井寺市奨学基金条例等を廃止する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

藤井寺市奨学基金、藤井寺市緑化基金、藤井寺市山添村友好基金及び藤井寺市文化・スポーツ振興基金について、一般財源での対応が可能であること、かつ、財源の有効活用の観点から廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市奨学基金条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 藤井寺市奨学基金条例（昭和45年藤井寺市条例第18号）
- (2) 藤井寺市緑化基金条例（昭和60年藤井寺市条例第7号）
- (3) 藤井寺市山添村友好基金条例（昭和62年藤井寺市条例第8号）
- (4) 藤井寺市文化・スポーツ振興基金条例（平成3年藤井寺市条例第2号）

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第3号

市税条例等の一部改正について

市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）の施行に伴い、個人住民税における住宅ローン減税措置の適用期限を延長し、法人市民税法人税割の税率改正の実施時期を延期するほか、自動車取得税の廃止時期及び軽自動車税における環境性能割の導入時期を延期するものである。

藤井寺市条例第 号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第4条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市税条例等の一部を改正する条例(平成28年藤井寺市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、市税条例第8条の改正規定を削り、同条例第10条の改正規定中「各号列記以外の部分中「第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改め」を削り、同条例第22条及び第80条の改正規定、同条例第81条を改め、同条を第81条の9とし、第80条の次に8条を加える改正規定、同条例第82条、第83条及び第86条から第90条までの改正規定並びに同条例附則第7条の3の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第8条の改正規定を次のように改める。

附則第8条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を

「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 市税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「第70条」の次に「、第81条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める。

第22条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第81条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第81条の9とし、第80条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受け

た場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第89条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(7) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(1) 3輪のもの 年額 3,900円

(2) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(7) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(1) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)及び第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自

自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条第2項中「第443条第1項」を「第445条」に、「第81条第2号」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第7条の3の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第7条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、大阪府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第7条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第7条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「大阪府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第7条の7 市は、大阪府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として大阪府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第7条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第8条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ロ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ロ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第8条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号を次のように改める。

(1) 第1条中市税条例附則第8条の改正規定及び附則第2条の3の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(3) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中市税条例等の一部を改正する条例（平成27年藤井寺市条例第27号）附則第5条第7項の表第10条第3号の項の改正規定（「第96条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第96条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第3条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1号を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の市税条例（附則第3条において

「31年新条例」という。)第22条の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第3条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第1号」を「附則第1条第3号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第2条の2の次に次の見出し及び1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条の3 新条例附則第8条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

議案第4号

執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として藤井寺市ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会を設置するとともに、当該委員会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否についての判定審査に関する事務
----	------------------	-------------------------------------

」

を

「

市長	藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否についての判定審査に関する事務
市長	藤井寺市ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会	ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者の選考に関する事務

」

に改める。

第2条 執行機関の附属機関に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長	藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否についての判定審査に関する事務
市長	藤井寺市ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会	ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者の選考に関する事務

」

を

市長	藤井寺市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所措置及び措置継続の要否についての判定審査に関する事務
----	------------------	-------------------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例中第1条及び次条の規定は平成29年4月1日から、第2条及び附則第3条の規定は平成30年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額	24,000円
-------------------	----	---------

を

学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額	24,000円
ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会委員	日額	9,500円

に改める。

第3条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

学校体育施設開放事業運営委員会委員	年額	24,000円
ふじみ緑地民間保育施設等設置・運営事業者選考委員会委員	日額	9,500円

を

「
学校体育施設開放事業運営委員会委員

年額

24,000円
」

に改める。

議案第5号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

小中学校医の報酬額に係る加算額について、その積算基礎となる基準日を明記するとともに、社会教育指導員の位置付けを変更するものである。

藤井寺市条例第 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

年額	228,200円
（複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。）その担当する児童又は生徒1人につき426円を加算	
年額	228,200円
（複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。）その担当する児童又は生徒1人につき98円を加算	

」

を

「

年額	228,200円
（複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。）	
当該年度の5月1日現在における担当児童又は生徒の数に426円を乗じて得た額を加算する。	
年額	228,200円
（複数の学校を兼務する小中学校医においても同額とする。）	
当該年度の5月1日現在における担当児童又は生徒の数に98円を乗じて得た額を加算する。	

」

に改め、同表社会教育指導員の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第6号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

給料表について国の基準と同等とするため、最高号給の引き下げを行う改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	407,300	361,800	317,700	287,100	261,100	227,900	191,700	141,600
	2	409,700	364,400	319,900	289,300	263,000	229,500	193,500	142,700
	3	412,200	366,900	322,200	291,600	264,800	231,000	195,300	143,900
	4	414,600	369,500	324,400	293,700	266,900	232,600	197,100	145,000
	5	416,500	371,500	326,600	295,700	268,700	234,100	198,700	146,100
	6	418,800	374,000	328,600	298,000	270,600	235,800	200,500	147,200
	7	420,900	376,300	330,800	300,300	272,500	237,300	202,300	148,300
	8	423,100	378,800	333,000	302,500	274,600	238,900	204,100	149,400
	9	425,100	381,300	335,100	304,600	276,700	240,300	205,800	150,500
	10	427,200	384,000	337,300	306,900	278,700	241,800	207,600	151,900
	11	429,300	386,600	339,400	309,100	280,800	243,400	209,400	153,200
	12	431,400	389,300	341,600	311,400	282,800	244,800	211,200	154,500
	13	433,100	391,700	343,500	313,500	284,800	246,300	212,600	155,800
	14	434,900	394,000	345,500	315,600	286,900	247,800	214,400	157,300
	15	436,900	396,200	347,600	317,800	288,900	249,100	216,100	158,800
	16	438,900	398,600	349,600	319,900	290,900	250,500	217,900	160,400
	17	440,800	400,400	351,400	322,000	292,900	252,000	219,600	161,700
	18	442,600	402,400	353,400	324,000	294,900	253,700	221,300	163,200
	19	444,400	404,300	355,200	326,100	297,000	255,400	222,900	164,700
	20	446,100	406,100	357,100	328,100	299,000	257,200	224,500	166,200

21	447,900	408,000	359,100	330,000	301,000	258,800	226,000	167,600
22	449,400	409,800	361,000	332,100	303,100	260,600	227,700	170,300
23	450,800	411,600	363,000	334,100	305,100	262,300	229,300	172,900
24	452,300	413,500	364,900	336,200	307,200	264,000	230,900	175,500
25	453,700	415,300	366,900	337,700	309,000	266,000	232,200	178,200
26	455,000	416,800	368,800	339,600	311,100	267,900	233,700	179,900
27	456,300	418,300	370,800	341,500	313,200	269,700	235,100	181,600
28	457,500	419,900	372,800	343,400	315,200	271,500	236,400	183,300
29	458,500	421,500	374,300	345,100	317,100	273,200	237,700	184,800
30	459,200	422,800	376,100	347,000	319,100	275,100	238,900	186,600
31	460,000	424,100	377,900	348,900	321,200	277,000	239,900	188,400
32	460,700	425,300	379,500	350,700	323,300	278,700	241,100	190,100
33	461,400	426,500	381,300	352,600	324,700	280,400	242,400	191,700
34	462,200	427,800	382,700	354,400	326,700	282,300	243,600	193,200
35	462,900	429,100	384,200	356,200	328,600	284,100	244,800	194,700
36	463,500	430,300	385,800	357,900	330,700	286,000	246,100	196,200
37	464,000	431,500	387,200	359,300	332,600	287,600	247,000	197,500
38	464,600	432,300	388,400	360,600	334,500	289,300	248,400	198,800
39	465,200	433,100	389,600	362,000	336,500	291,100	249,800	200,100
40	465,800	433,900	390,700	363,400	338,400	292,900	251,300	201,400
41	466,300	434,500	391,800	364,700	340,300	294,600	252,700	202,700
42	466,800	435,200	393,000	365,600	342,200	296,300	254,100	204,000
43	467,200	435,900	394,200	366,700	344,000	297,900	255,500	205,300
44	467,500	436,600	395,300	367,800	345,900	299,500	256,800	206,600
45	467,800	437,400	396,000	368,600	347,400	301,200	258,000	207,800
46		438,200	396,700	369,500	348,800	302,900	259,300	209,100
47		438,600	397,400	370,400	350,300	304,500	260,700	210,400
48		439,300	398,100	371,300	351,800	306,200	262,000	211,700
49		439,800	398,700	372,200	353,400	307,300	263,300	212,800
50		440,200	399,300	373,000	354,200	308,800	264,400	213,900
51		440,600	399,800	373,800	355,400	310,300	265,700	214,900
52		441,000	400,200	374,600	356,400	311,900	267,000	216,000

53	441,400	400,600	375,300	357,300	313,500	268,000	217,100
54	441,800	400,900	376,000	358,400	315,100	269,100	218,100
55	442,200	401,200	376,700	359,300	316,700	270,400	219,000
56	442,500	401,500	377,400	360,400	318,200	271,700	220,000
57	442,800	401,800	377,900	361,300	319,700	272,800	220,600
58	443,200	402,100	378,500	362,000	320,900	273,800	221,500
59	443,500	402,400	379,100	362,700	322,100	274,800	222,300
60	443,800	402,700	379,800	363,400	323,300	275,900	223,200
61	444,100	403,000	380,200	363,800	324,000	277,100	223,900
62		403,300	380,900	364,400	324,900	278,100	224,900
63		403,600	381,500	365,100	325,700	279,000	225,700
64		403,900	382,100	365,800	326,500	280,000	226,600
65		404,200	382,500	366,100	327,400	280,700	227,300
66		404,500	383,100	366,800	327,800	281,600	228,100
67		404,800	383,700	367,500	328,500	282,300	229,000
68		405,100	384,300	368,200	329,300	283,200	230,100
69		405,300	384,700	368,500	330,100	284,200	230,800
70		405,600	385,200	369,100	330,800	285,000	231,500
71		405,900	385,700	369,800	331,500	285,800	232,100
72		406,200	386,300	370,400	332,200	286,600	232,900
73		406,400	386,600	370,700	332,700	287,400	233,700
74		406,700	387,000	371,300	333,300	287,900	234,400
75		407,000	387,400	372,000	333,800	288,300	235,100
76		407,200	387,800	372,600	334,400	288,800	235,700
77		407,400	388,100	373,000	334,700	288,900	236,400
78		407,700	388,400	373,500	335,200	289,300	237,200
79		408,000	388,700	374,100	335,600	289,500	238,000
80		408,200	389,000	374,600	336,100	289,900	238,700
81		408,400	389,200	375,100	336,500	290,100	239,400
82		408,700	389,500	375,700	337,000	290,300	240,100
83		409,000	389,800	376,200	337,500	290,700	240,800
84		409,200	390,000	376,500	338,000	291,000	241,500

85	409,400	390,200	376,900	338,300	291,300	242,100
86		390,500	377,400	338,700	291,600	242,800
87		390,800	377,800	339,200	291,900	243,500
88		391,000	378,200	339,600	292,300	244,200
89		391,200	378,600	339,900	292,600	244,900
90		391,500	379,100	340,300	293,000	245,400
91		391,800	379,500	340,800	293,300	245,800
92		392,000	379,900	341,200	293,700	246,300
93		392,200	380,200	341,400	293,800	246,600
94				341,800	294,000	
95				342,300	294,400	
96				342,700	294,800	
97				342,800	295,000	
98				343,300	295,300	
99				343,700	295,700	
100				344,000	296,100	
101				344,300	296,300	
102				344,700	296,600	
103				345,100	297,000	
104				345,500	297,300	
105				346,000	297,500	
106				346,400	297,800	
107				346,800	298,200	
108				347,200	298,500	
109				347,700	298,700	
110				348,100	299,100	
111				348,400	299,500	
112				348,700	299,800	
113				349,200	299,900	
114					300,200	
115					300,500	
116					300,900	

	117							301,100	
	118							301,300	
	119							301,600	
	120							301,900	
	121							302,300	
	122							302,500	
	123							302,800	
	124							303,100	
	125							303,400	
再任用職員		389,100	356,000	314,300	288,900	273,800	254,400	214,400	186,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2イを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	325,500	266,300	219,800	151,900
	2	327,500	268,100	221,400	153,700
	3	329,700	269,900	223,000	155,400
	4	331,900	271,700	224,600	157,100
	5	333,900	273,500	226,000	158,800
	6	336,100	275,300	227,600	160,500
	7	338,200	277,100	229,100	162,200
	8	340,400	278,800	230,700	164,000
	9	342,300	280,600	232,000	165,500

10	344,400	282,500	233,500	167,400
11	346,600	284,400	234,900	169,400
12	348,700	286,200	236,100	171,300
13	350,300	288,200	237,800	173,200
14	352,300	290,000	239,200	175,100
15	354,200	291,800	240,400	176,900
16	356,200	293,700	241,800	178,800
17	358,100	295,400	242,900	184,400
18	360,100	297,100	244,100	186,000
19	362,100	298,900	245,300	187,600
20	364,100	300,700	246,500	189,200
21	365,900	302,200	247,900	190,700
22	367,900	303,900	248,900	192,300
23	370,000	305,500	249,900	193,900
24	372,100	307,100	251,000	195,400
25	373,500	308,900	252,200	197,000
26	375,300	310,600	253,600	198,700
27	377,100	312,200	255,000	200,300
28	378,800	313,900	256,500	202,000
29	380,600	315,000	257,900	203,600
30	382,100	316,400	259,600	205,200
31	383,700	317,900	261,300	206,800
32	385,400	319,500	262,900	208,400
33	386,700	320,900	264,400	209,900
34	388,000	322,200	266,200	211,500
35	389,300	323,400	267,900	213,200
36	390,500	324,700	269,600	214,900
37	391,600	325,800	271,100	216,200
38	392,800	326,800	272,800	217,700
39	393,900	327,900	274,500	219,100
40	395,000	328,900	276,100	220,600
41	395,800	335,000	277,800	222,000

42	396,600	336,800	279,400	223,400
43	397,400	338,500	281,100	224,700
44	398,200	340,300	282,800	226,000
45	398,600	342,000	284,300	227,400
46	399,200	343,800	286,000	228,800
47	399,700	345,700	287,700	230,300
48	400,100	347,500	289,300	231,700
49	400,500	349,300	290,700	233,000
50	400,800	351,000	292,300	234,300
51	401,100	352,600	293,700	235,300
52	401,400	354,300	295,300	236,600
53	401,700	355,500	296,700	238,000
54	402,000	356,600	298,200	239,300
55	402,300	357,800	299,600	240,400
56	402,600	359,000	301,100	241,700
57	402,900	360,200	302,300	243,000
58	403,200	361,000	303,500	244,200
59	403,500	362,200	304,700	245,400
60	403,900	363,300	306,100	246,500
61	404,100	364,300	307,400	247,600
62	404,400	365,300	308,600	249,000
63	404,700	366,300	309,900	250,500
64	405,000	367,300	311,100	251,900
65	405,200	368,100	312,500	253,500
66		368,900	313,300	254,900
67		369,800	314,100	256,300
68		370,700	314,900	257,600
69		371,200	315,500	258,700
70		372,000	316,200	260,100
71		372,800	316,900	261,500
72		373,600	317,500	262,800
73		374,000	318,200	263,800

74	374,700	318,400	265,100
75	375,400	319,000	266,400
76	376,100	319,600	267,700
77	376,500	320,200	268,600
78	377,100	320,700	269,800
79	377,800	321,200	271,100
80	378,400	343,400	272,400
81	378,800	343,700	273,400
82	379,300	344,000	274,500
83	379,800	344,400	275,500
84	380,300	344,700	276,600
85	380,900	345,200	277,700
86	381,400	345,500	278,700
87	382,000	345,800	279,800
88	382,600	346,100	280,900
89	383,100	346,500	281,700
90	383,600	346,800	282,400
91	384,100	347,200	282,900
92	384,600	347,500	283,700
93	384,900	347,900	284,500
94	385,400	348,200	285,100
95	385,800	348,500	285,700
96	386,200	348,800	286,300
97	386,600	349,100	287,000
98		349,500	287,500
99		349,900	287,900
100		350,300	288,300
101		350,800	288,500
102		351,200	288,700
103		351,600	288,900
104		352,000	289,100
105		352,500	289,500

	106				289,700
	107				289,900
	108				290,100
	109				290,500
	110				290,700
	111				290,900
	112				291,200
	113				291,600
	114				291,900
	115				292,100
	116				292,400
	117				292,700
	118				292,900
	119				293,100
	120				293,400
	121				293,700
再任用職員		322,000	281,300	256,100	214,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(給料表等の切替えに伴う経過措置)

2 この条例の施行の日の前日に在職する職員については、平成31年3月31日までの間、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の給料表にかかわらず、改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前条例」という。）の給料表を適用する。

3 前項の規定により、改正前条例の給料表の適用を受けていた職員のうち、平成31年3月31日においてその適用される給料表並びにその職務の等級及び号給が

それぞれ次の表の給料表欄、職務の等級欄及び号給欄に掲げるものである者の同年4月1日における号給は、同表の新号給欄に定める号給とする。

給料表	職務の等級	号給	新号給
行政職給料表	3等級	94号給から 97号給まで	93号給
	4等級	94号給から 105号給まで	93号給
	5等級	114号給から 125号給まで	113号給
医療職給料表(2)	2等級	106号給から 113号給まで	105号給

- 4 平成31年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、同年4月1日においてその者の受ける給料月額がその前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(規則への委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第7号

職員の旅費に関する条例の一部改正について

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

職員の旅費について、日当の廃止その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条の2」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に、「第16条の2」を「第16条」に、「第20条」を「第21条」に改める。

第1条中「条例は」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき」を加える。

第2条第1項第1号中「地方自治法（昭和22年法律第67号）」を「地方自治法」に改める。

第3条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「地方公務員法」に改める。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「、日当」を削り、同条第5項中「路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は」を削り、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、同条第8項中「水路旅行」の次に「及び航空旅行」を加え、同項を同条第7項とし、同条を第5条とし、第3条の2を第4条とする。

第14条及び第15条を削る。

第13条第1項中「別表の定額による」を「1夜につき2,000円とする」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「別表の定額による」を「1夜につき12,000円とする」に改め、同条を第13条とする。

第11条を削る。

第10条中「別表に定めるところ」を「現に支払った実費額」に改め、同条を第12条とし、第9条の2を第11条とする。

第9条各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同条中「いう。）」の次に「、寝台料金及び座席指定料金」を加え、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、」を削り、同条を同条第1号とし、同条に次の2号を加える。

(2) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(3) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、第1号に規

定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、座席指定料金
第9条を第10条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「次に」を「次の各号に」に改め、同項中「特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに」を削り、同項第1号を削り、同項第2号中「運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「徴する」の次に「列車を運行する」を加え、「前2号」を「前号」に改め、「次に規定する」を削り、同号ア及びイを削り、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号中「第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか」を「第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同項第2号中「又は準急行列車」を削り、同条第3項中「第1項第5号」を「第1項第3号」に改め、「料金は、」の次に「特別急行列車又は」を加え、同条を第9条とする。

第7条の2を第8条とする。

第16条ただし書中「別表」を「第13条」に改め、同条を第15条とし、第16条の2を第16条とする。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（旅費の特例）

第20条 職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する理由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

（議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

3 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「。以下「旅費条例」という。」及び「別表中市長、副市長、教育長及び水道事業管理者」を削り、同条第3項を削る。

（非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表中市長、副市長、教育長及び水道事業管理者」を削る。

議案第8号

市営火葬場条例の一部改正について

市営火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

火葬場使用料を改定するとともに、市営葬儀の見直しに伴い、祭壇等の使用を廃止するものである。

藤井寺市条例第 号

市営火葬場条例の一部を改正する条例

市営火葬場条例（昭和34年藤井寺市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「」及び祭壇（」を削り、「火葬場等」を「火葬場」に改める。

第2条中「火葬場等」を「火葬場」に改める。

第3条第1項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

第6条中「火葬場等」を「火葬場」に改める。

別表第2を削り、別表第1中「火葬場等使用料」を削り、「40,000円」を「50,000円」に、「6,000」を「6,000円」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に使用を開始した場合について適用し、同日前に使用を開始した場合については、なお従前の例による。

議案第9号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により、所得割額の算定基準、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準等について、他の所得と区分して計算される所得の金額として列記されている所得に係る規定が整備されたことから、同様の整備を行うため本市国民健康保険条例においても改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条 第11条第1項中「）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加え、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第19条第1項第1号中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第2条 第11条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第19条第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6

第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の藤井寺市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第10号

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、同法に条項ずれが生じることに伴い、条例中の同法引用部分について所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例

藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第11号

藤井寺市空家等対策協議会条例の制定について
藤井寺市空家等対策協議会条例を次のように定める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として藤井寺市空家等対策協議会を設置し、当該協議会の委員の報酬額を定めるものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、藤井寺市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、市長及び委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域住民を代表する者
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第2項第2号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(秘密の保持)

第6条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

景観審議会委員	日額	9,500円
---------	----	--------

」

を

「

景観審議会委員	日額	9,500円
空家等対策協議会委員	日額	9,500円

」

に改める。

議案第12号

訴えの提起について

精算金支払請求事件に係る訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 相手方

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

2 請求の趣旨

(1) 被告らは、原告に対し、連帯して金130万6313円及びこれに対する平成28年11月20日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決並びに仮執行宣言を求める。

3 訴えの提起の理由

市と相手方らが締結していた土地及び建物の賃貸借契約を合意により中途解約し、相手方らが連帯して合意解約で定められた130万6313円の返還義務を負うこととなったことから、相手方らに対してその支払いを求めてきたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払いを求めるものである。

議案第13号

市道路線の認定、廃止及び一部廃止について

次のとおり路線を認定、廃止及び一部廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

1 認定路線

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
国府48号線	国府1丁目463番5先 国府1丁目463番23先	———
国府49号線	国府1丁目463番27先 国府1丁目463番26先	———
藤井寺52号線	藤井寺3丁目200番1先 藤井寺3丁目200番1先	———
藤ヶ丘49号線	藤ヶ丘4丁目354番158先 藤ヶ丘4丁目354番158先	———
野中45号線	野中2丁目902番6先 野中2丁目902番10先	———
野中46号線	野中5丁目533番7先 野中5丁目533番5先	———
小山204号線	小山1丁目441番3先 小山1丁目449番2先	———
小山205号線	小山5丁目966番1先 小山5丁目967番8先	———
小山206号線	小山5丁目967番6先 小山5丁目964番3先	———
津堂55号線	津堂1丁目569番10先 津堂1丁目569番2先	———
沢田76号線	沢田2丁目695番4先 沢田2丁目695番9先	———

西古室30号線	西古室2丁目222番11先 西古室2丁目222番10先	——
春日丘34号線	春日丘1丁目571番36先 藤井寺1丁目846番4先	——

2 廃止路線

路線名	起 点 終 点	重要な経過地
大井28号線	大井5丁目629番12先 大井5丁目629番5先	——

3 一部廃止路線

路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地
小山津堂線	新	津堂2丁目686番1先 津堂1丁目309番1先	——
	旧	津堂2丁目696番先 津堂1丁目309番1先	——

提案理由

開発行為の完了等により市道路線の認定、廃止及び一部廃止を行うものである。

議案第14号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

藤 本 英 生

提案理由

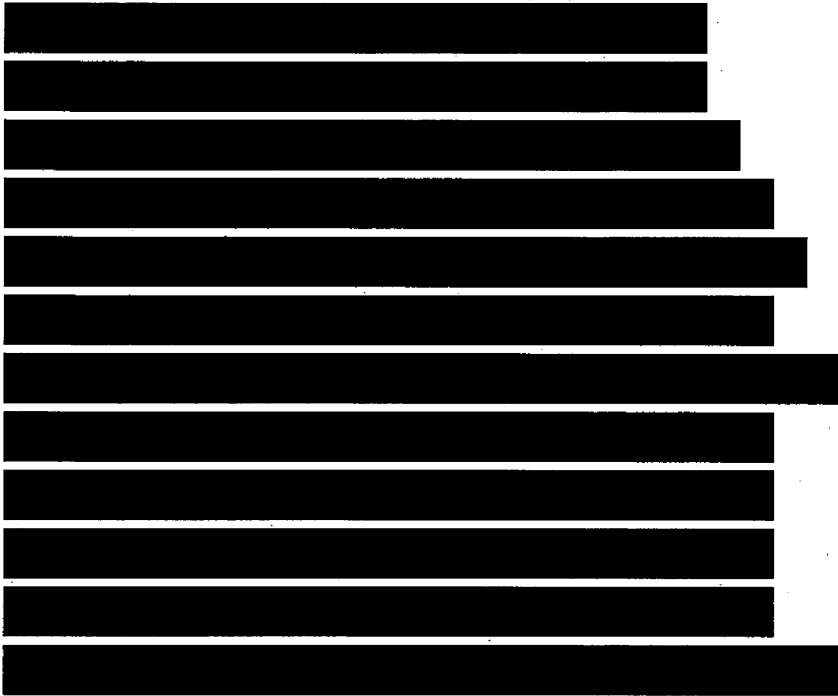
平成29年5月31日任期満了によるものである。

住所



藤 本 英 生
生

略 歴



- 同 19年 6月 藤井寺市教育委員会委員
- 同 23年 6月 藤井寺市教育委員会委員
- 同 27年 6月 藤井寺市教育委員会委員（現在に至る）

議案第15号

藤井寺市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を藤井寺市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年2月24日提出

藤井寺市長 國下 和男

丸 岡 耕 平

提案理由

平成29年6月7日任期満了によるものである。

住所

丸岡耕平
生

略歴

[Redacted text block]

同 21年 6月 藤井寺市公平委員会委員

[Redacted text block]

同 25年 6月 藤井寺市公平委員会委員（現在に至る）

[Redacted text block]